

ヘッセン州少年拘禁執行法 : Hessisches Jugendarrestvollzugsgesetz (HessJAVollzG) vom 27. Mai. 2015

九州刑事政策研究会 (訳)

大谷, 彬矩
日本学術振興会 : 特別研究員

<https://doi.org/10.15017/4796021>

出版情報 : 法政研究. 89 (1), pp.263-288, 2022-07-29. Hosei Gakkai (Institute for Law and Politics) Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

ヘッセン州少年拘禁執行法 —Hessisches Jugendarrestvollzugsgesetz (HessJAVollzG) vom 27. Mai. 2015—

九州刑事政策研究会（訳）

はしがき

1 本資料は、ドイツ連邦共和国を構成する州の一つであるヘッセン州で、2015年5月27日に公布されたヘッセン州少年拘禁執行法（GVBl. 2015, 223）を訳出したものである。

わが国において、本年4月1日に改正少年法が施行されたタイミングでもあり、外国の若年者法制を確認する意義が大きいと考えられるため、ドイツ少年司法の一端を示す資料として、ヘッセン州少年拘禁執行法の全文を翻訳することにした。16の州のうち、ヘッセン州を選定した理由は、同州行刑法の資料をすでに公表しており⁽¹⁾、成人行刑法との比較が可能である点、また、後述する通り、ヘッセン州が少年拘禁執行法の制定に当たって、連邦州の中でリーダーシップを発揮してきたという点にある。

翻訳に当たっては、ヘッセン州司法省のウェブサイトで閲覧できる、2020年11月12日改正までの修正を加えたものを使用した⁽²⁾。正確な翻訳を期すため、ヘッセン州政府による草案や、これまで日本で公にされてきた、ドイツ少年司法および司法執行に関する翻訳資料を可能な限り参照した⁽³⁾。なお、ドイツの法律においては、条文の「項」の中にいくつかの文章（原文では「Satz」、本資料では「文」と訳している。）があり、当該条の何番目の文章かということが参照に当たって重要になる。参照すべき箇所を誤らないようにするため、翻訳では文の順番と区切りを変更しないよう

(1) 九州刑事政策研究会（大谷彬矩）訳「ヘッセン州行刑法—Hessisches Strafvollzugsgesetz (HStVollzG) vom 28. Juni 2010—」法政研究（九州大学）85巻2号（2018年）670-613頁。

(2) Hessisches Jugendarrestvollzugsgesetz（HessJAVollzG）vom 27. Mai 2015, <https://www.rv.hessenrecht.hessen.de/bshe/document/jlr-JAVollzGHEV2IVZ>（最終閲覧日：2022年5月17日）。

(3) Gesetzentwurf der Landesregierung für ein Hessisches Jugendarrestvollzugsgesetz（HessJAVollzG）, Hessischer Landtag, Drucksache. 19/1108, 14.11.2014.

(4) 特に、ドイツ少年裁判所・少年審判補助者連合（DVJJ）（武内謙治 訳）『ドイツ少年刑法改革のための諸提案』（現代人文社、2005年）、クラウス・ラウベンタール（土井政和＝堀雄訳）『ドイツ行刑法 第三版』（矯正協会、2006年）。

に訳すことに努めた。

2 少年拘禁とは、少年裁判所が少年（行為時14歳以上18歳未満）および青年（行為時18歳以上21歳未満）に命じることができる懲戒処分的一种である。少年拘禁は、休日拘禁、短期拘禁、継続拘禁、少年裁判所法16条aに基づく少年拘禁などの別があり、拘禁期間は長くとも4週間である。

この少年拘禁の執行に関して、2000年代半ばまで独自の根拠法は存在せず、少年裁判所法と行刑法の中にわずかに個別規定があるのみであった。少年拘禁執行の詳細な内容は、1976年に公布された少年拘禁執行令に基づいていた。しかし、少年行刑に関する2006年5月31日の連邦憲法裁判所判決が、少年行刑に特別な法規範が必要であることを明確にした上で、2007年12月31日を期限として立法者が少年行刑法を制定すべきことを宣告した⁽⁵⁾。連邦政府の見解によれば、連邦憲法裁判所の要請は少年拘禁の執行にも当てはまると受け止められた⁽⁶⁾。

少年拘禁執行法が立法されれば、少年拘禁の形成について有力な法的根拠が生まれ、拘禁の確実な実施を担保することができるという意義が認識されたことから、ニーダーザクセン州とヘッセン州の両州は、少年拘禁執行のモデル草案を共同で作成するよう、連邦州と連邦司法省に要請した。その際、ノルトライン・ヴェストファーレン州とブレーメン州を除く14の州と連邦司法省から成るワーキンググループが、行刑委員会で審議するための要点を作成することとなった。協議は、専門家による既存の意見書を参考にしながら集中的に行われた。各州の少年拘禁の実際の仕組みが異なり、個々の点で意見が分かれるケースもあったにもかかわらず、23のテーマでコンセンサスが得られた⁽⁷⁾。これらの作成された要点は、決議案とともに、2010年5月に開催された第111回行刑委員会に提出された。

しかし、その後、2011年5月4日の保安監置に関する判決によって⁽⁸⁾、諸州は当面の間、保安監置執行法の創設にかかる立法作業に集中しなければならなかったため、

(5) BVerfGE 116, 69. しかし、連邦と州との権限配分に関する2006年の連邦制度改革により、未決勾留を含む行刑法令の立法権限が国から州へ移されることが決定したため、それぞれの州で立法が進められることになった。武内謙治「少年行刑法は不要か」法政研究（九州大学）74巻4号（2008年）1114-1077頁を参照。

(6) Deutscher Bundestag, Drucksache. 16/13142, 26.05.2009, S. 59.

(7) 23の要点について、*Helmut Roos*, Eckpunkte zum Jugendarrest, Forum Strafvollzug 2011, S. 101-103.

(8) BVerfGE 128, 326.

少年拘禁執行法に関するテーマはそれ以上論じられなかった。

中断期間を挟んだ後、2013年に9つの州（ベルリン、ブレーメン、ヘッセン、メクレンブルク・フォアポンメルン、ラインラント・プファルツ、ザールラント、ザクセン、ザクセン・アンハルト、チューリンゲン）は、ヘッセン州とラインラント・プファルツ州の責任の下、この分野における諸州の立法の準備に役立つ「少年拘禁執行法モデル草案」を作成するという目的でワーキンググループを設置することで合意に達した。この他の州は、非正規メンバーとして参加した。ワーキンググループは2014年1月から4月にかけて、数日間にわたる会議を4回、ヴィースバーデンで開催し、5月に行刑委員会に完成したモデル草案を提出した。⁽⁹⁾

少年拘禁の執行の発展のために本質的な観点は、以下の考慮から生じるとされる。⁽¹⁰⁾

a) 少年裁判所法13条により、少年刑は必要ないが、自ら犯した不法に関する責任を負わなければならないことを少年に強く自覚させなければならない場合、裁判官は犯罪行為を少年拘禁またはその他の懲戒処分によって罰する。少年拘禁の執行は、少年裁判所法90条1項により、少年の名誉感情を喚起し、かつ、自己の犯した不法について責任を負わなければならないことを少年に強く自覚させるべきものとする。執行は、教育的に形成され、犯行に寄与した困難性を少年が克服するのを援助すべきものとする。

b) 少年拘禁の執行の形成は、少年拘禁が刑罰ではなく、懲戒処分であることを考慮に入れなければならない。基本権の侵害に関する法律上の規定を創設するという憲法上の要請を超えて、法律上の規定は、執行の形成に関する本質的な基準も含んでいなければならない。

c) 自由剥奪を伴う制裁としての少年拘禁の執行は、被拘禁者をしばらくの間、その生活状況から引き離すことによって、しばしば最初の1回目で、深刻な侵害をもたらす。それゆえ施設への入所とともに、被拘禁者に対する特別な配慮義務が国家に生じる。

d) 少年拘禁の執行の間のあらゆる措置は、2日から最大4週間までの短期間に適

(9) モデル草案の一部を掲載するものとして、*Torsten Kunze, Ursula Decker, Musterentwurf für ein Jugendarrestvollzugsgesetz*, Forum Strafvollzug 2014, S. 263-266を参照。

(10) *Kunze, Decker, a.a.O.* (Anm. 9), S. 263.

合したものにしなければならない。それゆえに、適切な教育的措置によって被拘禁者に影響を及ぼすために、短期間の一貫した、かつ目的に方向づけられた適用を必要とする。少年拘禁には援助的機能と共に、規範意識を高める機能がある。

以上の考慮を踏まえて作成されたモデル草案を参考に、各州で少年拘禁執行法の立法作業が進められ、2022年4月現在、プレーメン州を除くすべての州で立法されている⁽¹¹⁾。

3 ヘッセン州少年拘禁執行法は、モデル草案に沿った内容になっている。少年拘禁の執行は、教育的に形成されなければならないことが指針として示されている（3条1項）。また、執行目的に資する措置への参加を義務づけられる（5条3項）。一方、被拘禁者には、実生活、学校教育及び職業上の発展のための措置が提供されなければならない（15条）。義務に違反するときは、教育的な話合いが検討されなければならないことになっている（23条1項）。それでは十分でない場合に限り、少年に誤った行動を認識させるために、作文の記述や、2日の期間までの自由時間労作のための物品の制限や禁止、または自由時間に行われる行事からの除外などが指示される（23条2項）。適切な場合には、紛争調停の方法がとられ、そこでの取決めを少年が守るときは、制約的な措置を見合わせなければならない（23条4項）。なお、この法律は、主として継続拘禁について規定しており⁽¹²⁾、その他の少年拘禁独自の内容は第3編に定められている。

少年刑行と比べると、少年拘禁は、同様の目的と指針の下に執行される一方で、懲罰が設けられていなかったり、制約的な措置であっても緩和された内容で、かつ回避できるようにしたりする工夫が行われている。

4 ところで日本では、2021年5月に「少年法等の一部を改正する法律案」が国会で可決、成立し、2022年4月1日から施行されている。改正法は、20歳未満の者を引き続き少年法上の「少年」とする一方、18歳および19歳の少年を「特定少年」と位置づけ、特例を設けて、他の年齢層の少年とは異なる扱いを行うことにしている。

元々は、2015年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢引き下げに伴い、少年法

(11) プレーメン州には少年拘禁施設がなく、その都度、隣接するニーダーザクセン州の施設で執行されている。Vgl. *Anne Kaplan*, Aktuelle Entwicklungen und zukünftige Aufgaben des Jugendarrests in Deutschland, Forum Strafvollzug 2018, Tabelle 1, S. 318 f.

(12) Hessischer Landtag, Drucksache. 19/1108, a.a.O. (Anm. 3), S. 1.

適用年齢引き下げの議論が行われていたこともあり、改正議論の過程では、18歳および19歳の者が成人となることを前提とした制度構想も論じられていた。その中で、「若年者に対する新たな処分」の検討に際して、諸外国の制度も参照され、ドイツの少年拘禁制度が取り上げられている⁽¹³⁾。将来的に、少年ではない「若年者」の施設収容処分の要否を論じるに当たって、ドイツの立法状況を確認することには意義があると思われる。

その後は、18歳および19歳の者を、従来の少年と成人の中間層ないし移行期にある者として捉える見方へと変わった。特定少年に対する保護処分の新設を受け、第五種少年院の創設など、少年矯正に大きな影響を与えることが予想される。この点に関しても、施設収容処分の在り方を検討する際に、少年拘禁制度は検討の素材となり得よう。

（大谷 彬矩）

(13) 法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第6回会議配布資料16「諸外国の制度概要」（2017年12月19日）、第7回会議議事録（2018年4月26日）、第14回会議議事録（2019年1月30日）。

資料

ヘッセン州少年拘禁執行法

2015年5月27日（GVBl. 2015, 223）公布

2020年11月12日改正法第5部（GVBl. S. 778）により最終改正

目次

第1編 適用範囲

第1条 適用範囲

第2編 継続拘禁の執行

第1章 一般規定

第2条 執行の目的

第3条 執行形成の原則

第4条 教育的形成の指針

第5条 少年の地位、協力

第6条 協働、第三者の参入

第2章 入所、計画

第7条 入所手続

第8条 援助の必要性の調査、教育計画

第3章 収容、給養

第9条 拘禁中の収容、分離の要請

第10条 拘禁時間外の滞在

第11条 個人的所持

第12条 衣服

第13条 食事

第14条 健康保持及び衛生

第4章 教育、就労、自由時間及び運動

- 第15条 教育及び就労
- 第16条 自由時間
- 第17条 運動

第5章 外部交通

- 第18条 信書の発受、小包
- 第19条 面会、電話による会話
- 第20条 戸外に出ること（Aufenthalte außerhalb der Einrichtung）

第6章 宗教活動及び宗教教誨

- 第21条 宗教活動及び宗教教誨

第7章 安全及び秩序

- 第22条 原則、行動規定
- 第23条 義務違反に対する対応
- 第24条 検査、捜検
- 第25条 薬物乱用の確認のための措置
- 第26条 特別の安全上の措置
- 第27条 直接強制

第8章 釈放、終了報告書

- 第28条 釈放準備、釈放
- 第29条 終了報告書、釈放のための話し合い（Entlassungsgespräch）

第9章 不服申立て

- 第30条 不服申立権

資料

第10章 施設の構造及び組織、監督

第31条 施設

第32条 施設の指揮機関

第33条 職員の配置（Personelle Ausstattung）、医療的配慮、教誨師

第34条 所内規則

第35条 監督官庁、執行計画、執行共同体

第11章 審議会

第36条 審議会

第12章 刑事学的研究、情報保護

第37条 刑事学的研究

第38条 情報保護

第3編 休日拘禁及び短期拘禁、不遵守拘禁、少年刑に付随する拘禁

第39条 原則

第40条 休日拘禁及び短期拘禁

第41条 不遵守拘禁

第42条 少年刑に付随する少年拘禁

第4編 末尾規定

第43条 青年及び成人への適用

第44条 連邦法の補完及び発展

第45条 基本権の制限

第46条 施行、失効

第1編 適用範囲

第1条 適用範囲

この法律は、少年拘禁施設（以下、施設）における少年拘禁の執行（以下、執行）を規定する。

第2編 継続拘禁の執行

第1章 一般規定

第2条 執行の目的

執行は、少年に自ら犯した不法、その効果及び責任を自覚させ、少年にさらなる犯罪を行うことなく責任ある生活を送る能力を与えることに資するものとする。

第3条 執行形成の原則

（1）執行は、教育的に形成され、執行目的を達成するように方向づけられなければならない。施設は、科学的な知見を考慮して執行に関する構想を作成し、この構想を定期的に更新する。

（2）執行の侵害的効果は、排除されなければならない。

（3）特に、年齢、精神的・心理的なものを含む障がい、性別、出自など、少年（Jugendliche）の様々なニーズが、執行の形成の際に考慮されなければならない。

第4条 教育的形成の指針

（1）少年は、その行動の責任をとり、今後の人生にとって不可欠なことを引き出さなければならないことを、適切な方法で教えられなければならない。被害者に加えられた害に対して、思いをいたすように喚起されなければならない。

（2）教育的形成は、将来、犯罪を行うことのない生活を考慮して、特に、少年の能力及び技能の発展と強化のための措置及びプログラムによって行われる。さらに、少年には、他者の権利を尊重し、憲法の基本原則に方向づけられた価値観を理解した上で、社会的に適切な振舞いが指導されなければならない。

(3) 個別的及び集団的措置は、自身の犯罪行為、その原因及び効果と向き合うこと、並びに実生活、学校教育及び職業上の発展、日頃の共同生活と自由時間の責任ある形成の支援と、支援された〔外部〕交通の仲介に方向づけられる。週末と法律上の祝日にも適切な措置が実施されなければならない。

(4) 少年に規則正しい日課への手引がされなければならない。

(5) 少年は、人格的、経済的及び社会的困難を除去するために援助され、その場合、家族関係の保護に、特に比重が置かれなければならない。少年は、その用務を自ら処理するよう喚起されなければならない。特に、犯罪行為によって生じた金銭的かつ非金銭的損害を賠償するよう促されなければならない。

第5条 少年の地位、協力

(1) 少年は、この法律に定められた自由の制限に服する。この法律に特別の規定がない限り、少年には、安全の維持のため、又は施設の秩序への重大な障害を防止するために不可欠な制限のみを課することができる。

(2) 施設の安全及び秩序の維持のために少年に課される義務及び制限は、それがその目的と適当な関係にあり、かつ、少年を必要以上に多く、かつ、長く侵害することのないように選択されなければならない。

(3) 少年は、執行目的に資する措置への協力を義務づけられる。その心構えは、喚起され、かつ、涵養されなければならない。措置は、少年に説明されなければならない。特に、ドイツ語の知識がないか十分でない少年は、不可欠な執行上の措置の実施を確保するために提供されるドイツ語コースに参加するものとする。

第6条 協働、第三者の参入

(1) 施設で従事するすべての者は、協働し、執行目的を達成することに寄与する。

(2) 施設は、執行目的を達成し、釈放後に必要と判断された措置を実施するために、公的機関、適切な民間の団体及び私人と密接に協働する。施設は、少年に、これらの機関、団体及び私人を仲介するものとする。

(3) 少年に対する支援は、無給で活動する適切な人物によって、促進されるものとする。

（４）身上監護権者は、このことが可能であり、執行目的に反しない限りにおいて、適切に参入するものとする。執行の間の特別な出来事について、身上監護権者に伝えられなければならない。

第２章 入所、計画

第７条 入所手続

（１）少年と遅滞なく入所のやりとりが行われるものとし、そこで少年の生活状況が審議される。その際には、他の少年が居合わせてはならない。

（２）少年は、その権利と義務について、彼らが理解できる方法で教示される。少年に所内規則が交付され、説明される。要望があれば、少年に、この法律の冊子が入手可能とされなければならない。

（３）身上監護権者及び青少年局は、入所について遅滞なく書面で教示される。少年が保護観察下にある場合は、保護観察所にも入所について教示しなければならない。

（４）少年は、入所後、直ちに医師の診察を受ける。

（５）入所時又は執行の間、執行の免除又はその中断を正当化できる事実を施設が確認したときは、執行指揮者（執行指揮機関）に遅滞なく教示する。

第８条 援助の必要性の調査、教育計画

（１）入所手続の後、直ちに少年と綿密な話し合いが行われる。その際、少年の人格、生活状態並びに能力及び技能を考慮して援助の必要性が確かめられる。少年には執行目的を認識させる必要がある。執行文書から得られる知見、少年審判補助の知見及び保護観察下にある少年については保護観察所の知見が採り入れられる。少年は、教育計画のために、個人的な状態について必要な報告をする義務がある。

（２）教育に大きく関わる職員は、執行期間とそれ以降の援助の必要性について審議し、その結果としての措置を決定する。このことは、少年に話され、その際、少年の提案及び提言は、執行目的に資する限りにおいて、適切に採り入れられなければならない。教育計画は、書面に記録され、少年に交付され、及び身上監護権者

の要求に応じて提供される。

(3) 援助として、特に、次のことが問題になる。

1. 特に、暴力、嗜癖、負債及びメディアの分野での、社会的能力改善のための措置、
2. 実生活、学校教育及び職業上の発展のための措置、
3. 適切な労作、
4. 健康及び給養に関する相談の措置、
5. スポーツ活動、及び自由時間の構造化された形成のための措置、
6. 犯罪行為と向き合い、引き起こされた被害を弁償するための支援、
7. 事後的な措置の仲介。

第3章 収容、給養

第9条 拘禁中の収容、分離の要請

(1) 少年は、単独で拘禁室に収容される。少年は、有害な影響をもたらすおそれがないとき、及び教育目的に反しないときは、その者の同意の下に、共同室に収容することができる。生命若しくは健康に対する危険が存在する場合に、危険に晒されている少年の同意は必要としない。

(2) 女子少年及び男子少年は、互いに隔離されて収容される。男性にも女性にも分類することができない少年の場合、又は施設の安全若しくは秩序のために必要な場合には、個々の事例の状況を考慮して収容が行われる。少年拘禁を執行される未成年者と成年者とは、別の手続が未成年者の最善の利益になると認められる場合を除き、互いに分離して収容されなければならない。

第10条 拘禁時間外の滞在

(1) 拘禁時間外に、少年は、原則として集団で過ごす。

(2) 施設の安全及び秩序が要求されるとき、又は他の少年に対する有害な影響をもたらすおそれがあるときは、集団で過ごすことを制約することができる。

第11条 個人的所持

（１）少年は、施設の同意によってのみ、物品を施設に持ち込み、又は所持することが許される。物品が、施設の安全及び秩序又は執行目的の達成を危うくするときは、施設は同意を拒否し、又は取り消すことができる。少年が所持することを許されない物品は、方法及び範囲について可能である限り、施設によって保管される。

第12条 衣服

（１）少年は、私服を着用することが許される。この権利は、安全又は秩序、特に、施設の衛生の保障のために必要な限りで、制限又は排除され得る。

（２）必要な場合に、施設は少年に衣服を支給する。

第13条 食事

（１）少年は、施設によって食事を与えられる。献立及び栄養価は、健全な扶養の要請に合致し、医師によって監督される。医師の指示に基づき、特別な給食が保障される。少年には、その宗教共同体の調理規則に従うことが可能でなければならない。

（２）施設は、食事の一般収入を要求し、補完する。

第14条 健康保持及び衛生

（１）施設は、少年の身体的、精神的及び情緒的な健康を保持するに当たって、少年を支援する。施設は、健康的な給養及び生活態度、特に、感染、薬物及びアルコールによる危険に関する意識を啓発する。施設の敷地内での少年の喫煙は禁止される。少年は、健康保持及び衛生のための不可欠な要請に従わなければならない。上記目的に不可欠である場合には、被収容者はマスクを着用することもできる。

（２）少年は、天候が優れないときを除き、毎日1時間、戸外に出ることができる。その他に、他の措置がそれによって妨げられないときは、指導付きで、それ以上長く戸外に出ることが保障されるものとする。

（３）医療保険に加入していない少年は、経済性の原則及び法律上の医療保険の一般基準並びに執行期間を考慮し、不可欠かつ十分で、有効な、医療的給付の請求権を有する。医療保険に加入している少年も、執行上の理由から必要なときは、第

1文に基づく給付を受けることができる。

第4章 教育、就労、自由時間及び運動

第15条 教育及び就労

少年は、実生活、学校教育及び職業上の発展のための措置を提供されなければならない。この目的のために少年に施設内での課題及びその他の社会奉仕活動も委託され得る。

第16条 自由時間

(1) 自由時間の形成は、執行目的に方向づけられる。施設は、有意義な指導付きの余暇活動を提供しなければならない。施設は、特に、文化的な諸活動、適切に整備された図書館並びに新聞及び雑誌を自由に利用できるようにする。少年は、自由時間形成の措置に参加及び協力するために、動機づけられ、指導されなければならない。

(2) ラジオへのアクセスは可能とされなければならない。自己のラジオ受信機又はテレビ受像機並びにコミュニケーション機器、情報機器及び娯楽用電子機器類は許されない。

第17条 運動

運動には、執行の形成に際して、特別な意義がある。施設は、毎日、運動の実施のための措置又はその他の機会を提供する。施設は、少年に運動に取り組む心構えを要求する。

第5章 外部交通

第18条 信書の発受、小包

(1) 少年は、信書を発受する権利を有する。施設は、書面によるコミュニケーションを促進し、手紙にかかる費用は適切な範囲で負担する。

(2) 少年は、信書の発受を施設によって仲介されなければならない、施設は遅滞

なくこれを転送する。内容の検閲は行われぬ。受領及び発出される信書は、少年がいる場で、思想に関する内容の閲覧をせず、視覚的確認によって、中身が検査される。視覚的確認又は宛名や差出人の申告から信書の発受が執行目的に反する、若しくは施設の安全又は秩序を危うくする具体的なおそれがあるときは、信書を差し止め、又は保管のために没収することができる。教育的な処理が行われなければならない。

（３）理由がある例外的な場合に、少年が小包を受領することが許される。小包は少年の面前で開けられ、検査されなければならない。

第19条 面会、電話による会話

（１）少年には、執行目的に役立ち、施設の安全又は秩序が危うくされないときは、その申請に基づき、面会を受け、施設の仲介の下電話し、他の通信手段を利用することを許すことができる。少年の子どもの面会は、特に促進されなければならない。

（２）施設の安全又は秩序の理由から、面会は、面会者が捜検を受け、又は検査を受けることを前提とする。第24条第1項の規定は、この場合について準用する。第3項の場合を除いて、施設の安全又は秩序若しくは処遇上の理由から、また、会話相手の同一性を確認するために、面会及び電話による会話並びにその他の通信手段の利用は、公然と視覚的に監視され、その際、監視は、少年もその面会者も対象としている。面会と電話による会話は、このことが個別の場合に、第3文に掲げる理由から必要である限りにおいて、及びヘッセン州情報保護及び情報公開法第41条第15号に基づく個人情報の特別なカテゴリーに関わる限りにおいて、無条件に必要とされる場合にのみ監視することができる。面会又は電話による会話は、施設の安全又は秩序を危うくするおそれがあるときは、中断することができる。物品は、面会の際に、許可があるときのみ受領することができる。面会の視覚的監視は、技術的補助手段、特に、光学的電子的設備（ビデオ監視）によっても行うことができ、当事者はこれについて告知されなければならない。

（３）弁護士、少年裁判所法第69条に基づく補佐人、委任を受けた検察官及び少年に関する法律問題における公証人による面会並びに刑事訴訟法第119条第4項第2文に掲げられた者及び機関による面会は許容されなければならない、監視されない。

このことは、電話による会話及び通信手段の利用について準用する。

第20条 戸外に出ること（Aufenthalte außerhalb der Einrichtung）

（1）戸外に出ることは、施設の措置に関して適切な少年に保障することができ、又は、その他に、このことが執行目的の達成のために必要である場合に保障され得る。

（2）戸外に出ることは、その他に重大な理由から、特に裁判期日への出廷、治療的処遇への参加、身近な親族が生命に関わるような切迫した病気の場合、又はその死を理由とするときに保障される。

（3）戸外に出ることの形成に関して、少年に指示を課すことができる。このことが必要である限りにおいて、少年は付き添われ、又は絶え間なく、かつ直接的に監視される。

第6章 宗教活動及び宗教教誨

第21条 宗教活動及び宗教教誨

（1）少年に対して、宗教教誨及び宗教上の活動は、その宗教共同体によって可能にされなければならない。その者の希望により、教誨師と連絡を取ることにについて援助が与えられなければならない。

（2）少年は、基本的な宗教上の信書、及び、適当な範囲において、宗教上使用する物品を所持することができる。これらは、重大な悪用の場合のみ、剥奪することができる。

（3）少年は、施設内で、その宗派の宗教活動に参加する権利を有する。他の宗教共同体の宗教活動のための許可は、宗教共同体の教誨師の同意を必要とする。

（4）そうすることが主として施設の安全又は秩序の理由に基づくときは、少年を宗教行事に参加させないことができる。教誨師は、事前に意見を聞かれるものとする。

（5）世界観を共有する団体の構成員については、第1項から第4項までを準用する。

第7章 安全及び秩序

第22条 原則、行動規定

（1）施設の安全及び秩序は、執行目的の達成に方向づけられた施設生活の基盤を形成し、施設において暴力を用いない雰囲気が基調をなすことに寄与する。少年は、施設における秩序ある共同生活について共同責任を有し、その行動により寄与しなければならない。このために、その意識は、喚起され、かつ、涵養されなければならない。

（2）少年は、施設の日課に従わなければならない。

（3）少年は、職員の手配に従わなければならない。少年は、その者に指定された場所を許可なく離れてはならない。

（4）少年は、拘禁室及びその者に施設から交付された物品を整頓し、かつ、大事に扱わなければならない。

（5）少年は、人に対する著しい危険又は施設の安全若しくは秩序への著しい障害となる事態を遅滞なく届け出なければならない。

（6）施設は、個別の場合に、拘禁されている少年以外の者による施設の安全又は秩序に対する現在の危険を防止するために、必要な措置をとることができる。

第23条 義務違反に対する対応

（1）少年がこの法律により、又はこの法律に基づいて課される義務に違反するときは、遅滞なく、教育的な話し合いが検討されなければならない。

（2）教育的な話し合いでは十分ではない限りにおいて、少年にその誤った行動を認識させるために、その他の措置、特に、作文の記述又は他の指示、2日の期間までの自由時間労作のための特定の物品の制限若しくは禁止、又は1日の期間までの共同の自由時間又は特定の自由時間の行事からの除外を指示することができる。

（3）違反行為と直接的な期間及び内容において関連がある措置が指示されるものとする。少年は事前に聴取を受け、決定は書面で記録されなければならない。

（4）適切な場合に、合意の上で紛争調停の方法がとられるものとする。特に、被害弁償、被害者に対する謝罪、共同体に対する弁済及び拘禁室への一時的な収容

(Verbleiben) が問題になる。少年が取決めを満たすとき、第2項に基づく措置を見合わせなければならない。

第24条 検査、捜検

(1) 少年、少年の物品及び拘禁室は、技術的な、又はその他の補助手段によっても捜検及び検査することができる。少年の検査は同性の立会いの下においてのみ、行うことができる。男性にも女性にも分類することができない少年の場合、又は差し迫った危険のために施設の安全又は秩序がこのことを必要とするときは、個別事例の事情の特別な考慮の下で、異性の職員によっても検査することが許される。

(2) 危険が差し迫っている場合又は個別の事案において施設長の指示がある場合にのみ、脱衣を伴う身体検査を行うことが許される。第1項第2文及び第3文の規定は、この場合について準用する。検査は、第三者から見えない場所で実施されなければならない。他の少年が居合わせることは許されない。

(3) 施設の指揮機関は、少年が原則として第2項に基づき、入所の際に検査されなければならないことを一般的に指示することができる。

(4) 医療的侵襲を伴う体腔の捜検は、医師の職員によって行われなければならない。

第25条 薬物乱用の確認のための措置

少年が薬物を所持し、又はそのような物を消費している嫌疑をかけられているとき、施設の安全若しくは秩序の維持のために、又は健康上の配慮を理由として、薬物乱用の確認のための措置を指示することができる。

第26条 特別の安全上の措置

(1) その者の行動により又はその者の精神状態に基づき、高度に人若しくは物に対する暴行の危険又は自殺若しくは自傷の危険が存するときは、少年に対して特別の安全上の措置を指示することができる。

(2) 特別の安全上の措置としては、次のものが許される。

1. 物品の剥奪又は留置、

2. 技術的な補助手段、特に、このことが1項の目的のために不可欠である限りにおいて、ビデオ監視をも含む、少年の監視、
3. 他の少年からの24時間までの分離（隔離）、
4. 危険な物品のない特に堅牢な拘禁室における24時間までの収容

（3）特別の安全上の措置は、施設の指揮機関が指示する。差し迫った危険に際しては、他の職員も、この措置を仮に指示することができ、施設の指揮機関の決定が遅滞なく求められなければならない。

（4）指示は、少年に対して口頭で告知され、説明が行われる。指示について、簡単な理由を付した書面が作成されなければならない。

（5）特別の安全上の措置は、その目的に必要な限りにおいてのみ、継続することができる。特別の安全上の措置は、適切な間隔で、継続されるべきか否か、どの範囲で継続されなければならないかについて検査されなければならない。検査及び措置の実施の結果は、医療職員の関与も含めて、書面で記録されなければならない。第2項第4号に基づく収容は、第2項第3号に基づく最大期間に算入されない。

（6）第2項第2号に基づく技術的な補助手段による監視の場合に、このことが第1項に掲げられた危険の回避のために不可欠である限りにおいて、記録が許される。監視及び記録について、少年は事前に告知されなければならない。夜間の警戒体制は保障されなければならない。羞恥心は、できる限り配慮されなければならない。

（7）第2項第3号及び第4号の場合、少年は特に保護されなければならない。特に堅牢な拘禁室に収容されている少年は、医師の訪問を受ける。

第27条 直接強制

（1）職員は、執行上の措置を適法に実施し、かつ、それによって追求する目的を達成することができない場合には、拘禁されている少年に対して、2020年11月12日の法律（GVBl. S. 778）によって最後に改正された、2007年11月19日のヘッセン州少年行刑法（GVBl. I S. 758）第52条第1項の意味における直接強制を適用することが許される。銃器の使用は許されない。

（2）拘禁されている少年以外の者に対しては、その者が拘禁されている少年を解放すること、若しくは技術的な機器、特に無人飛行システム及び模型飛行機も手

段として、施設区域に不法に侵入すること、施設区域に不法に物品を持ち込むことを企てるとき、又はその者が不法に施設区域内にとどまるときに、直接強制を行うことができ、物に対する直接強制の権限は、それによって制限されない。

(3) 他の法規に基づく直接強制の権限は、これによって修正を受けない。

(4) 複数の可能かつ適当な直接強制の措置の中から、個人及び一般を侵害することが最も少ないと予見されるものが選択されなければならない。直接強制は、それによって見込まれる損害が、達成しようとする効果と均衡を失すると認められるときには、行われてはならない。

(5) 直接強制は、あらかじめ警告されなければならない。警告は、事情がそれを許さない場合、特に、危険を防止するために迅速な強制手段の実施が不可欠である場合に、行わないことができる。

(6) 命令による行動に関して、行刑法第97条が準用されなければならない。

第8章 釈放、終了報告書

第28条 釈放準備、釈放

(1) 少年自身が執行に応じ、規則を守り、措置に協力するときは、施設は執行指揮の際に少年裁判所法第87条第3項第1文に基づく決定を提案するものとする。

(2) 施設は、特に青少年局、民間の担い手、並びに、保護観察の監督下にある少年については保護観察所と協働し、事後的な措置の準備に際して少年を支援し、助言を行う。

(3) 釈放は、少年が学校教育又は職業上の理由からこれに関して指示されるとき、又は交通状況から必要なときは、拘禁期間満了の日より前に行うことができる。

(4) 困窮している少年は、旅費の補助又は他の不可欠な支援という形式で、釈放援助が保障され得る。

第29条 終了報告書、釈放のための話し合い (Entlassungsgespräch)

(1) 執行の終了時に、特に次の事項を含む終了報告書が作成される。

1. 執行の経過、特に実施された措置についての概観、

2. 少年の人格及び生活状況、並びに執行目的達成への協力についての記述、
3. 少年の援助の必要性及びさらなる外的な援助課題の勧告、
4. 保護観察の観護の場合に、遵守事項及び指示についての提案。

（2）終了報告書の内容は、釈放のための話し合いにおいて、少年に説明される。

（3）終了報告書は、執行及び犯罪記録のために作成される。報告書の謄本は、少年審判補助者、少年が保護観察下にあるときは保護観察所、及び少年に送付され、身上監護権者の要望に応じてこれが交付されなければならない。

第9章 不服申立て

第30条 不服申立権

（1）少年は、自己が関係する案件又は共通の利益について、施設の指揮機関に対して、希望の開陳、問題の提起及び不服申立てをする機会を与えられる。

（2）少年が、施設を訪問する管轄の監督官庁の職員に、個別の案件について相談できることが保障されなければならない。

（3）監督権の発動を求める抗告の可能性は、妨げられない。

第10章 施設の構造及び組織、監督

第31条 施設

（1）少年拘禁は、受刑者又は他の拘禁方法による被收容者とは分離した別の司法行政施設で執行される。

（2）監督官庁は、第9条の意味における適切な収容が保障できるように、施設の収容能力を定める。

（3）集団的及び個別的措置のための空間は必要に応じて提供されなければならない。同じことは、面会、自由時間、スポーツ及び宗教教誨に当てはまる。

第32条 施設の指揮機関

（1）施設の指揮機関は、このことが特定の任務の範囲について他の職員に委任

されていない限りにおいて、執行の全体について責任を負い、外部に対して施設を代表する。加えて、施設の指揮機関は、個々の任務の範囲及び権限を他の職員に委任することができる。監督官庁は、委任について同意を留保することができる。

(2) 監督官庁は、施設がある場所を管轄する区裁判所の少年裁判官に施設の指揮を委任する。第1文にかかわらず、すべての施設においては、高級職の官吏が専任の施設の指揮機関に任命される。この場合において、執行の引渡しについて、関係する区裁判所の事務配分に基づき執行場所を管轄する少年裁判官が、執行指揮者として権限を有する少年裁判官の代理を引き受けることを条件として、少年裁判所法第85条第1項の規定は、修正を受けない。

第33条 職員の配置 (Personelle Ausstattung)、医療的配慮、教誨師

(1) 施設は、執行目的の達成のため、及びその任務の遂行のため、必要な職員、特に社会学、教育学及び心理学の職員、一般行刑職、看護職及び行政職が配置される。職員は、執行の教育的形成のためにふさわしい人物であり、適性を有していなければならない。

(2) 研修並びに実務相談及び同行は、保証されなければならない。

(3) 少年に対する医療的配慮及び宗教教誨は、保障されなければならない。

第34条 所内規則

施設の指揮機関は、執行生活の形成及び組織のために、この法律に基づき所内規則を発出する。そこには、特に、少年の権利及び義務並びに日課が取り上げられなければならない。

第35条 監督官庁、執行計画、執行共同体

(1) ヘッセン州司法省は、施設に対する監督を主導する(監督官庁)。ヘッセン州少年行刑法第76条第3項は、その都度有効な公布版で、この場合に準用する。

(2) 監督官庁は、執行計画において、施設の場所的及び事物的管轄を規定する。

(3) 執行共同体の枠組みにおいて、執行は、他の州の司法行政施設でも予定され得る。

第11章 審議会

第36条 審議会

（1）施設には、無給の審議会が組織されなければならない。その構成員は、若年者の教育の経験及び能力を有しているものとする。職員は、審議会の構成員となってはならない。刑執行法及び行刑法について権限を有する官庁又はこれについて権限を有する大臣は、法規命令によって、構成員の選任、在職期間及び解任について規定することが可能とされる。

（2）審議会の構成員は、執行の形成及び少年に対する事後的な措置の仲介に助言をして参加協力する。構成員は、執行及びその社会的な受け入れの状態を促進し、公共及び民間の施設との接触を仲介する。

（3）審議会は、特に、希望、問題提起及び苦情を受理することができる。審議会は、少年の収容、及び執行の形成についての情報を得ることができる。これについて、審議会の構成員は、施設を視察することができ、居室にいる少年を訪問することができる。

（4）審議会の構成員は、その活動の終了後も、その活動のすべてにわたって知り得た事項について、秘密を保持する義務を負う。このことは、その任務の遂行のために必要である報告又は、明白な事実若しくはその意味を秘密にしておく必要がない事実については、適用されない。

第12章 刑事学的研究、情報保護

第37条 刑事学的研究

（1）執行、特にその形成、及び執行目的達成に向けた措置及びその効果は、定期的に、刑事学部門によって、高等教育機関と協力して、又はその他の官署によって、学術的に補完され、研究されるものとする。その成果は、公益に資するものであり、行刑の発展のために利用できるようにされなければならない。

（2）個人情報の提供には、以下の条件で、刑事訴訟法第476条を準用する。

1. 電子的に記録された個人情報も提供され得ること、及び

2. 刑事訴訟法第476条第1項第1号に基づく目的のために必ず必要である限りにおいて、ヘッセン州情報保護及び情報公開法第41条第15号に基づき、個人情報の特別なカテゴリーのみ提供されること。

第38条 情報保護

ヘッセン州少年行刑法第58条から第65条は、その都度有効な公布版で、第60条第3項第2文の適用がなく、第65条第3項第1文に基づき、期間が2年に達することを条件として、準用する。

第3編 休日拘禁及び短期拘禁、不遵守拘禁、少年刑に付随する少年拘禁

第39条 原則

1. 少年裁判所法第16条第2項及び第3項に基づく休日拘禁及び短期拘禁、
2. 少年裁判所法第11条第3項、第15条第3項第2文、第23条第1項第4文、第29条第2文及び第88条第6項第1文、及び秩序違反行為に関する法律第98条第2項に基づく不遵守拘禁、並びに
3. 少年裁判所法第16条 a に基づく少年刑に付随する少年拘禁の執行に関して、以下、特に定めがない限り、継続拘禁の執行に関するこの法律の規定が妥当する。

第40条 休日拘禁及び短期拘禁

(1) 第4条第3項に基づく措置は、短期間の執行に適合していなければならない。

(2) 第7条第4項は、拘禁が役に立たないことを示す根拠が存するときに、医師の診察が行われるのみであることを条件に、用いられる。第8条第1項は適用されない。第8条第2項に基づく教育計画は作成されず、第29条に基づく終了報告書は、特別な理由により必要とされるときに限り作成される。第28条第1項は適用されない。

第41条 不遵守拘禁

(1) 不遵守拘禁の執行において、課された義務の不履行の理由について、少年と共に検討されなければならない。少年は、与えられた指示又は命令に従い、遵守

事項を履行するよう促され、動機づけられるものとする。

（２）秩序違反行為に関する法律第98条第2項の場合、基礎となる秩序違反行為と向き合うことが第4条第3項に基づく犯罪行為と向き合うことに置き換わる。

（３）第29条に基づく最終報告書は、指示又は命令の遵守、執行の間の遵守事項の履行についての事項も含む。

（４）休日拘禁及び短期拘禁の形式における不遵守拘禁の執行に関して、第40条が追加的に適用される。

第42条 少年刑に付随する少年拘禁

（１）執行の形成及び個別的措置は、少年裁判所法第16条a第1項第1号から第3号に掲げられた命令理由に追加的に方向づけなければならない。

（２）保護観察所は、執行後の保護観察期間に向けた最良の準備を保障するために、執行の間、少年との接触を維持し、事後的な援助の計画及び準備に参加協力する。

（３）少年裁判所法第16条a第1項第2号の場合、有害な影響をもたらすおそれがないときにのみ、社会的関係にある者との接触を許すことができる。

（４）休日拘禁及び短期拘禁の形式における、少年刑に付随する少年拘禁の執行に関して、終了報告書が作成されることを条件として、第40条が追加的に適用される。

第4編 末尾規定

第43条 青年及び成人への適用

この法律の規定は、少年拘禁を言い渡した決定が執行される青年及び成人に対しても適用される。

第44条 連邦法の補完及び発展

（１）この法律は、基本法第125条a第1項第2文に基づき、その適用範囲において、少年裁判所法第90条第1項及び第2項第1文を置き換える。

（２）さらに、2010年12月8日の法律（BGBl. I S. 1864）によって最後に改正され、第4条、第5条第3項、第17条第4項及び第25条第1項、第3項及び第4項に基づく少年拘

禁の執行に関する規定について例外をなす、1976年11月30日公布版の少年拘禁執行令（BGBl. I S. 3270）を置き換える。

第45条 基本権の制限

この法律に基づき、以下の基本権は制限され得る。

1. 身体の不可侵（基本法第2条第2項第1文及びヘッセン州憲法第3条）、
2. 人身の自由（基本法第2条第2項第2文及びヘッセン州憲法第5条）、
3. 信書、郵便及び電信の秘密（基本法第10条第1項及びヘッセン州憲法第12条）、
4. 親権（基本法第6条第2項第1文及びヘッセン州憲法第4条）及び
5. 情報自己決定（ヘッセン州憲法第12条a）。

第46条 施行、失効

この法律は、2015年9月1日に施行する。第1文にかかわらず、少年拘禁施設の独立性に基づく限りにおいて、第31条第1項は2016年6月5日に施行する。

州政府の憲法に基づく法律は保護される。

前記の法律は、これをもって公布される。

2015年5月27日 ヴィースバーデン

ヘッセン州首相

Bouffier

ヘッセン州司法大臣

Kühne-Hörmann

(大谷 彬矩)

【付記】本研究は、JSPS科研費（20H01433、20J00787）の助成を受けたものである。